

令和元年第2回（6月）大磯町議会定例会

# 議案第21号説明資料

令和元年5月28日

大磯町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

---

## 資料

---

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1
新旧対照表	-----	2～3

福祉課

# 大磯町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 改正概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）による災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び同法施行令（昭和48年政令第374号）の一部が改正されたことに伴い、災害援護資金の貸付利率等の見直しを行うため、大磯町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正します。

## 2 改正内容

### (1) 災害援護資金の貸付利率の軽減

災害援護資金の据置期間経過後の貸付利率について、年3パーセント以内で条例で定める率とされたことから、これを無利子とします。

貸付利率	年3%（3年間の据置期間は無利子） ➡ <b>改正</b> 無利子
------	-----------------------------------

### (2) 政令の一部改正に伴う災害援護資金制度の見直し

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けに係る運用の見直しを行います。

#### ア 災害援護資金の償還方法の拡充

災害援護資金の償還方法として、年賦償還、半年賦償還に加えて、月賦償還を追加します。

償還方法	年賦・半年賦 ➡ <b>改正</b> 年賦・半年賦・月賦
------	------------------------------

#### イ 保証人の要件緩和

災害援護資金の貸付けを受ける場合の保証人の必置義務の条文が削除されたため、保証人は不要とし、政令の改正により生じた引用条文の整理を行います。

保証人	要（必置） ➡ <b>改正</b> 不要
-----	----------------------

### (3) その他

規定の整理を行います。

### (4) 施行日

施行日は、公布の日とします。

大磯町災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、<u>自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</u></p> <p>第2条～第8条 省略</p> <p>(災害障害見舞金の支給)</p> <p>第9条 町は町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。</p> <p>第10条～第12条 省略</p> <p>(災害援護資金の限度額等)</p> <p>第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、<u>無利子とする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</u></p> <p>2 償還方法は、<u>元金均等償還の方法とする。</u>ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第10条</u>までの規定によるものとする。</p> <p>第16条 省略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>第2条～第8条 省略</p> <p>(災害障害見舞金の支給)</p> <p>第9条 町は町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。</p> <p>第10条～第12条 省略</p> <p>(災害援護資金の限度額等)</p> <p>第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、<u>据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還又は半年賦償還とする。</u></p> <p>2 償還方法は、<u>元利均等償還の方法とする。</u>ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p> <p>第16条 省略</p>

改正案	現行
<p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	